

## 精神科救急医療検討委員会要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院精神科救急医療検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 当院は精神保健福祉法のもと、神奈川県4県市協調（県および3政令指定都市）精神科救急体制において基幹病院として位置付けられている。また神奈川県のDPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）災害派遣精神医療チームに登録されている。上記を含め、当院の精神科救急に関して必要な事項の審議をするため委員会を設置する。

### (所掌事務等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

- (1) 当院の精神科救急体制などに関すること。
- (2) 病院長からの諮問事項等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）、書記をもって組織とする。

- 2 委員長は、精神科部長をもって充てる。
- 3 副委員長は委員長が委員の中から指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の委員は、委員長が指名する。

(委員長等の任期)

第5条 委員長の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席者の総意を持って決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(部会等の設置)

第8条 委員会に、必要な事項を調査検討するため、部会等を設置することができる。

2 部会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。

3 部会等は、必要に応じて委員長が召集する。

4 委員長は、部会等で調査検討した事項は、委員会に報告する。

5 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(三役会での承認等)

第9条 委員長は、原則、委員会での審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、川崎病院事務局庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年 8月 1日から施行する。